

入札等制度改革に係る基本方針

～公正で透明性の高い

新たな入札等制度の構築に向けて～



平成 2 3 年 6 月

赤 磐 市

1. 入札等制度改革に係る基本方針

(1) 入札等制度改革の趣旨

本市の建設業を取り巻く環境は、建設投資の減少による競争の激化から厳しい状況が続いていたが、平成20年後半からの世界同時不況により、さらに深刻な影響を受けることとなった。

このため、緊急経済雇用対策の一環として、早期発注による入札手続期間の短縮、中間前払い制度の導入に加え、最低制限価格の引き上げ等を実施して、建設企業の倒産防止や雇用の確保を図り、地域経済への影響を極力抑制するように努めてきた。

一方、本市の財政は引き続き厳しい状況にあることから、公共工事の執行にあたっては、今後とも事業の重点化、効率化やコスト縮減を進めるなど、限られた財源を有効に活用していく責務がある。

これらのことから、市としては、引き続き入札の透明性・公正性・競争性を確保するとともに、市内建設業の動向を十分に見極めながら、更なる入札等制度改革に向けて基本方針を取りまとめることとする。

(2) 入札等制度改革の基本的方向

公共工事に係る談合を根絶するため、「談合は犯罪であり、決して許されるものではない」という基本的な認識に立ち、一般競争入札の適用拡大や電子入札の導入などにより、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した新たな入札等制度を構築する。

(3) 実施時期

新たな入札等制度は、可能なものから順次実施する。

2. 入札等制度の改革案

(1) 電子入札の導入について

入札手続きの透明性・公正性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担の軽減及び入札・契約事務の効率化を図るため、建設工事関係においては平成24年7月を目途とし、以降、測量・コンサルタント関係、物品・役務関係へと順次拡大する方向でインターネットを利用した電子入札の導入を検討する。

(2) 郵便入札について

郵便入札は、入札参加者が入札会場に集合して投函していた入札書を簡易書留で郵送して行う入札方式で、入札参加者が一同に会する機会が減り、応札者も分かりにくいため、談合などの不正行為の抑止にも効果があると考えられる。

この入札方式は入札参加者の入札に伴う時間的な制約や移動コストを軽減でき、競争性も向上することから、電子入札が導入されるまでの間引き続き導入することとする。

る。

ただし、災害復旧工事など緊急に行う工事等で郵便入札による手続きの時間的余裕のない場合は、従来の持参による入札会場での入札を行う場合がある。

(3) 一般競争入札（条件付）について

平成20年1月から設計金額が2,500万円以上の建設工事について一般競争入札（条件付）の導入を進めてきたが、その対象を1,000万円以上の工事へ拡大する。（電子入札導入に合わせて実施予定）

なお、政府調達に関する協定の適用を受ける場合、及び災害等緊急を要する公共工事の場合は除く。

(4) 指名競争入札について

ア 一般競争入札（条件付）の対象を拡大することに伴い、原則、指名競争入札にあつては設計金額が1,000万円未満の建設工事を対象とすることを検討する。（電子入札導入に合わせて実施予定）

イ 土木一式工事における災害復旧事業については、地域特性、さらには地域業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮することとし、地域の包括能力に配慮しながら、地域要件を重視した業者選定を実施する。

(5) 入札参加機会について

建設業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、企業が均等に市発注工事を受注できる環境を構築することが必要である。

このため、入札参加機会の平等性の確保に努める。

(6) 指名業者名の公表について

入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、平成19年7月から導入している指名業者名の事後公表を引き続き実施する。

(7) 予定価格について

事前漏洩の不正を回避できるとともに、入札事務が軽減されることから、現行どおり、予定価格は事前に公表する。

(8) 最低制限価格について

公共工事における品質確保や下請保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、現行どおり、最低制限価格を設定する。

また、入札手続きに係る不正防止及び発注者情報管理の観点から、設計金額が2,

500万円以上の建設工事については、変数X及びYにより算出する算定方法による最低制限価格のランダム化を試行しているが、未だその必要性が認められることから、引き続き実施する。

(9) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより、公共工事の品質確保が促進されるものであるところから、当該制度の導入に向けた検討を行なうこととする。

(10) 特定建設工事共同企業体(特定JV)

入札参加の要件として特定JVを結成し、応札することを義務づける発注方式は、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがあるため、引き続き共同企業体運用準則に基づいた運用を検討する。